



SMTB年金ニュース

(平成24年8月15日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

指定基金の健全化計画に関する取扱いについて

平成24年9月末日までに健全化計画を提出すべき指定基金が、基準を満たした健全化計画を提出期限までに提出できない場合等の取扱いについて、厚生労働省より以下のとおりコメントを得ました。

- ① 平成24年9月末日までに健全化計画を提出すべき基金が、基準を満たした健全化計画を提出期限までに提出できない場合、事前に今後の対応等を厚生局と協議すること。
- ② 基準未達の状態の健全化計画については、厚生局は受理せず、基準を達成する内容の計画の策定について更に検討するよう指導する方針であること。
- ③ 健全化に向けた具体的な対応が全くできない場合には、厚生局から解散も視野に入れて今後の基金の対応を検討するよう指導する方針であること。(ただし、解散はあくまでも基金の自主的な判断)
- ④ すでに解散方針の基金(厚生労働省の内諾を得ている、または具体的な解散計画や、解散方針を代議員会で議決している基金)は、健全化計画の提出は不要の方向であり、対応については厚生局と相談すること。

なお、③につきましては解散も視野に入れた指導を行う方針とのコメントが含まれていますが、以下のとおり、元々指定基金の取扱いに関する通知において同様の内容が定められています。

『健全化計画の策定が困難な場合、計画に従った事業を行わない場合又は健全化の目途がたたない場合等にあっては、解散を含めた指導を行う。なお、解散指導に当たっては、当該基金の意向を十分に聴取するとともに、今後の方向性について、十分、協議するものとする。』

(通知「指定基金健全化計画承認基準 第1 基金の指定および健全化計画の目的」から抜粋)

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595